

## 小金井市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（BCP）抜粋

### <業務継続の基本方針>

- (1) 新たに発生する業務及び継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を遂行できるよう、それ以外の通常業務を一時的に（2週間を目安に）大幅に縮小又は中断する。
- (2) 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながる恐れのある業務については、極力中断する。
- (3) 多人数の参加が想定される会議等の業務については、通信機器の活用を図るなど代替手段を検討し、場合によっては、中止又は延期する。
- (4) 感染リスクが高いものの、やむを得ず継続することが求められる業務については、より感染リスクの低い実施方法への変更等を検討する。

### <人員の配置・応援体制>

新たに発生する業務（S）と継続業務（A）、縮小業務（B）の実施に必要な人員については、まず、部内で調整し対応することとする。

流行期に備え、市新型インフルエンザ等対策本部からの指示により、各課は、上記業務（S）（A）（B）に必要な人員数を調査・確認し、本部に報告する。

本部は、各課職員の欠勤状況を把握し、業務継続のための職員配置を行うものとする。

また、各部課の業務区分については、職員の出勤状況に応じて適宜見直しを行い、柔軟な運用を図ることとする。

### <計画の発動と市民への周知>

本計画の発動は、病原性の高低、感染力の強弱を考慮し、職員の出勤状況を踏まえ、市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「対策本部長」という。）が決定する。

発動の際は、縮小、変更、休止している業務について、市のホームページ、防災行政無線、こがねい安全・安心メール等で市民に対し十分に周知する。

### <計画の見直し>

市行動計画に変更が生じた場合や、国や都の計画が見直された場合は、適宜本計画の変更を行う。（令和4年度に本計画の改定を予定している）

### ＜平常時体制への復旧＞

流行状況が小康状態となり、職員の出勤率も回復してきた場合は、対策本部長の指示により、業務体制を平常時体制へ復旧する。

職員出勤状況により、引き続き業務の縮小や休止を継続する部課については、他部署との連携を図り、なるべく早く通常業務が遂行できるよう、努力する。また、

継続して国や都等からの情報に注視し、次期流行期に備え、業務体制の必要な準備を行う。

### ＜業務優先区分（新たに発生する業務のみ掲載）＞

・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事（各部共通）

- ・ 議会との連絡調整に関する事
- ・ 報道機関への対応に関する事
- ・ 情報の収集、伝達及び処理に関する事
- ・ 新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関する事
- ・ 庁内の電子計算機及びネットワークの保守及び復旧に関する事
- ・ 写真等による情報の収集及び記録に関する事
- ・ 国、都等との連絡調整等に関する事
- ・ 市民の安全、安心に関する事
- ・ 市庁舎の来庁者等に関する事
- ・ 公共施設の感染予防等に関する事
- ・ 職員の感染予防等及び予防接種（特定接種に限る）に関する事
- ・ 社会活動及び事業活動の自粛要請又は指示に関する事
- ・ 食糧、生活必需品等の確保に関する事
- ・ 生活関連物資等に関する情報収集・要請に関する事
- ・ 市代表電話による新型インフルエンザ等への一般的な相談に関する事
- ・ 火葬、埋葬の許可等に関する事
- ・ 地域団体、関係団体等との連絡調整に関する事
- ・ 在住外国人関係団体等との連絡調整に関する事
- ・ 企業、農業団体等との連絡調整に関する事
- ・ 文化施設の感染予防等に関する事
- ・ 遺体安置所の設置、運用に関する事
- ・ ごみの排出抑制に関する事
- ・ 下水道機能の維持に関する事
- ・ 新型インフルエンザ等対策本部に関する事

- ・ 新型インフルエンザ等発生状況の把握に関すること
- ・ 感染予防策等の広報に関すること
- ・ 医療機関及び関係機関等との連絡調整に関すること
- ・ 社会福祉施設の感染予防等に関すること
- ・ 高齢者、障がい者等要配慮者支援に関すること
- ・ 医療体制の確保に関すること
- ・ 市民への予防接種の実施に関すること
- ・ 児童福祉施設の感染予防等に関すること
- ・ 公共交通機関への注意喚起に関すること
- ・ 新型インフルエンザ等の対策に係る現金及び物品の出納及び保管に関するこ  
と
- ・ 支払資金の把握及び確保に関すること
- ・ 教育施設の感染予防等に関すること
- ・ 体育施設、公民館及び図書館等の感染予防に関すること

3総防管第3603号  
令和4年1月12日

各区市町村長 殿

東京都知事  
小池 百合子  
(公印省略)

### 「BCP（事業継続計画）の再点検」について

各区市町村におかれましては、日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

オミクロン株が、東京でも急速に拡大しております。陽性者数の爆発的な増加は、医療提供体制の逼迫に繋がり、通常医療に深刻な影響を及ぼすだけでなく、社会活動の基盤が大きく揺らぐ事態も危惧されます。

こうした状況を踏まえ、東京都では、各事業者に対し、BCP（事業継続計画）の再点検を依頼しております。具体的には、1割を超える従業員が欠勤することを前提に、優先業務の洗い出し、応援要員の手配方法など、具体的な段取りについて至急点検をお願いしているところです。

また、BCPを策定していない場合には、都の策定支援制度も活用するなど、早急に対応をお願いしております。

各区市町村におかれましては、関係機関等への周知及び対応について、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 【参考資料】

「BCP策定支援ポータル」サイト

<https://www.bcp-navi.tokyo/>



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に係る  
基幹系端末等の臨時的な提供依頼について

1 内容

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付する事業です。

対象者と見込まれる方には、プッシュ型で確認書等を送付し（一部、申請方式もあります。）、GCCのシステムを活用し、支給データを作成、支給する流れとなっております。

外部から基幹系端末用パソコンを手配しているところですが、全国的な事業であり、事業開始までに手配が困難な状況であります。現時点では、パソコンの手配時期は3月となり時期は未定です。

1月末日頃に確認書を送付し、不備のない確認書を受理してから概ね30日後に給付することとしております。このスケジュールは、他市や近隣市（三鷹市、武蔵野市）と同じスケジュールです。

1月下旬までには基幹系端末等が必要となり、外部からの基幹系用端末パソコンの手配が完了するまでの間、急なご依頼となりますが、ご提供いただきますようお願いいたします。

2 支給対象見込件数

(1) 令和3年12月10日において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。）

14,539世帯

(2) 住民税非課税世帯のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

1,847世帯

(3) (1)と(2)の合計16,386世帯を対象と見込んでおります。

### 3 給付額

1世帯当たり10万円

### 4 基幹系端末等の必要数量

基幹系端末16台及び基幹系端末対応プリンター1台

### 5 基幹系端末等の提供時期

令和4年1月19日から20日を予定しています。

※ システムリリースの時期により時期が変更となることがあります。

### 6 基幹系端末等の返却時期

令和4年3月を予定しています。

※ 手配状況により前倒しで返却となる可能性もあります。

### 7 今後のスケジュール

#### (1) 確認書等の送付

令和4年1月31日(月)を目指し、準備を進めております。

#### (2) 初回振込

令和4年2月末日頃までに振込を予定しております。

### 8 その他

各課への事務連絡は、本部長名で令和4年1月17日付けで発出しております。事後の報告となりますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

令和4年1月17日

市議会議員各位

小金井市内介護事業所における新型コロナウイルス感染について

令和4年1月14日（金）、小金井市内介護事業所において、PCR検査陽性者が発生したことが判明しました。詳細については下記のとおりです。

記

1 事業所名等（サービス種別）

小金井あんず苑（通所リハビリテーション）

所在地：小金井市前原町5-3-24

2 経過

1月14日（金曜） 職員1名についてPCR検査を実施した結果、陽性判明

3 今後の対応等について

- (1) 保健所の指導に従って対応を行い、濃厚接触者はいませんでした。健康の安全やクラスター防止等を考慮し、1月15日（土曜）から1月23日（日曜）まで休業する旨の報告がありました。
- (2) 当該事業所と調整のうえ、市ホームページにおいて公表を行う予定です。
- (3) 今後も事業所と連携のうえ、感染拡大防止を図ってまいります。

4 人権尊重・個人情報保護について

介護事業所職員、ご利用者、ご家族等の人権尊重・個人情報保護に特段のご理解とご配慮をお願いします。

問合せ先	小金井市福祉保健部
	介護福祉課 介護保険係
	042-387-9822

都内各保健所長

東京都福祉保健局感染症対策部長

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大への対応について

日頃より感染症対策に御理解・御協力いただき厚く御礼申し上げます。

現在、東京都において、デルタ株からオミクロン株への置き換えによる急速な感染拡大が生じていることを踏まえ、令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（以下「国通知」という）に基づく対応をお願いしておりましたが、この度、令和4年1月14日付で一部改正がございました。

現在東京都において、L452R変異株PCR検査の陰性率（判定不能を除く）が70%以上となっているため、国通知「4. B.1.1.529系統（オミクロン株）の流行状況に応じた対応について」に基づき、対応に関し下記の通り変更いたします。

各保健所に置かれましては引き続き、患者又は濃厚接触者対応及び関係機関への周知方、よろしく願いいたします。

記

1 オミクロン株が確定した患者及びオミクロン株が疑われる患者（以下。「オミクロン株の患者等」と言う）への対応について

**(1) 新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。）を原則として B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者として取り扱ってください。**

(2) 国通知「2. 自宅等の療養体制等が整った自治体における感染急拡大時の対応について」に基づき、オミクロン株の患者等に関しても、デルタ株等と同様に、症状に応じて宿泊療養又は自宅療養を可能とします。感染拡大を防止する観点から、宿泊療養が可能な方については入所を勧奨してください。

(3) 宿泊療養等となった患者の療養解除の基準については、令和3年11月30日付け（令和4年1月14日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部事務連絡「B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」に基づき、**ワクチン接種が完了しているか否かにかかわらず、下記通知に示される退院基準を満たす場合、宿泊施設についても療養解除となります。**

【参考】退院に関する基準

※ 令和3年2月25日付け健感発 0225 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知より抜粋

(1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合



- ① 発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合
- ② 発症日から 10 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後  
に核酸増幅法又は抗原原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰  
性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が  
確認された場合

（ 中 略 ）

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の⑤  
に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の⑥に該当する場合も退  
院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

- ⑤ 発症日から 10 日間経過した場合
- ⑥ 発症日から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検  
査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

2 オミクロン株の患者等の濃厚接触者（以下、「濃厚接触者」という。）への対応について

（1）新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。）の濃厚接触者につい  
ては、原則としてB.1.1.529系統（オミクロン株）の濃厚接触者としてください。

ただし、変異株スクリーニング検査の結果、オミクロン株以外と判明した患者の濃厚  
接触者の対応については、現状の通りとなりますので御注意ください。

（2）濃厚接触者の健康観察期間中の滞在場所については、国通知の「2. 自宅等の療養体  
制等が整った自治体における感染急拡大時の対応について」に基づき自宅待機等とし、  
宿泊療養施設への入所を求めないものとします。

（3）本通知の内容については、宿泊施設から濃厚接触者にお伝えいたします。退所の場合  
は宿泊施設より保健所に御連絡いたしますので、自宅における健康観察の継続につい  
ては御調整ください。

なお、自宅までの移動手段については、原則、家族の車や入所者が手配したハイヤー  
でのお迎えとしますが、対応が困難な場合は宿泊療養施設に相談ください。

（4）濃厚接触者の健康観察期間は国通知に基づき10日間となります。ただし、変異株ス  
クリーニング検査でオミクロン株以外と判明した患者の濃厚接触者については14日間  
になります。

（5）濃厚接触者に対する検査については、国立感染症研究所が作成する「新型コロナウイ  
ルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に基づき実施するものとします。

なお、国通知「4. B.1.1.529系統（オミクロン株）の流行状況に応じた対応について」

（3）に記載される、社会機能を維持するために必要な事業に従事する職員について、  
社会機能維持者の所属する事業者が検査を実施する場合は、保健所における検査実施の  
必要はありません。

なお、変異株スクリーニング検査でオミクロン株以外と判明した患者の濃厚接触者に  
ついては、上記検査対応は実施できませんので御注意ください。

3 対応の切り替え基準日

令和4年1月14日（金曜日）から

<担当>

感染症対策部防疫・情報管理課

電話:03-5320-4088

感染症対策部事業推進課

電話:03-5320-4479

※ 個々の入所者についてのお問い合わせ  
は各宿泊療養施設にお願いします。

# 新型コロナウイルス感染症の検査を受ける方へ

## 新型コロナウイルス感染症と診断されたら

感染症法に基づき、感染力がなくなるまでは人との接触を避けて療養いただきます。療養場所は、症状等によって主治医の意見も踏まえて相談しますが、入院の必要がない場合、宿泊療養をお勧めしています。下記連絡先に直接お申込みいただけます。

また、スマートフォンを活用した「My HER-SYS」による健康観察も行っています。携帯番号にログインURLとIDを送りますので、届きましたらログインをお願いします。

東京都宿泊療養申込窓口 ☎03-5320-5997（毎日9:00～16:00受付）

### 1) あなたの療養期間について

症状が軽い・無い場合でも、療養期間中は仕事や学校などを休み、人との接触を避けて療養してください。療養期間は、発症日（症状のない場合は検査日）の翌日から起算して10日間 かつ 症状軽快から72時間経過との考え方です。（1月14日発症又は検査の場合は、最短で1月24日まで）

#### ①症状がある、またはあった方

順調に症状が軽快すれば、発症日の \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から \_\_\_\_月 \_\_\_\_日が最短の療養期間です。

#### ②症状がない方

検査日の \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から \_\_\_\_月 \_\_\_\_日が療養期間です。

### 2) 療養中の相談について

療養期間中に以下の症状がみられた場合は、日中は居住地の保健所、夜間は発熱相談センターにお電話ください。陽性となった場合は、陽性者専用電話番号もお知らせします。

①呼吸苦 ②胸痛 ③37.5℃以上の発熱の継続 ④強いだるさ ⑤SpO<sub>2</sub> 95%以下

東京都多摩府中保健所 ☎042-362-2334（平日9:00～17:00）  
（所管地域：武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市）

東京都発熱相談センター ☎03-5320-4592（24時間）

東京都内の保健所はこちらで検索



## 濃厚接触者として検査を受ける方は

### 1) 検査結果がわかるまで

感染しているかもしれないので、外出は避け、自宅で検査結果の連絡をお待ちください。

やむを得ず宿泊施設で過ごす場合は、濃厚接触者であると保健所から言われていることを宿泊先へ申告して下さい。

### 2) 検査結果が陰性だった方

検査の感度には限界があり、検査時点では微量だったウイルス量がその後増えて発症することがあります。したがって、陽性者と接触した日の翌日から数えて10日目までは、不要不急の外出を避け、毎日、検温などご自身の健康観察をしてください（＝健康観察期間）。

### 3) あなたの健康観察期間について

①陽性者との最終接触日は \_\_\_\_月 \_\_\_\_日（ \_\_\_\_曜日）なので、

②健康観察期間は \_\_\_\_月 \_\_\_\_日（ \_\_\_\_曜日）までです。

\* ②は①の翌日から起算して10日間です。（例）①が1月1日であれば、②は1月11日となります。

自宅療養中の陽性者の方と同居の場合は、原則として陽性者の療養終了日を最終接触日とします

多摩府中保健所ホームページもご覧ください

新型コロナウイルス感染症に感染された方へ / 濃厚接触者の方へ / 企業・事業者の皆様へ

多摩府中保健所ホームページはこちらから



事 務 連 絡

令和4年1月13日

各市健康主管課長 様  
(多摩府中保健所管内6市)

東京都多摩府中保健所長  
田原 なるみ

新型コロナウイルス感染症患者急増に伴う対応について（協力依頼）

日頃より保健所事業に多大なるご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症新規陽性者数の急増が続いていることを踏まえ、患者の健康観察を速やかに開始することを第一優先に全所をあげて対応するとともに、管内各市地区医師会にも患者への連絡や健康観察の実施について協力依頼しているところです。つきましては、下記についてご理解及び御協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 保健所では、重症化リスクの高い新型コロナ陽性者や、重症化リスクのある方が多数いる集団に係る新型コロナ陽性者へのご連絡を優先して行っています。
- 2 積極的疫学調査については、重症化リスクのある者が多数いる場所・集団を中心に実施しています。
- 3 学校、保育所、幼稚園等の関係者で新型コロナ陽性者が確認されている場合、各施設関係者である濃厚接触者へのご連絡等は、各施設を窓口としていただいています。

患者急増期により、関係各施設への調査にも日数を要している場合があります。新型コロナ陽性となった方が発症日（無症状の場合は検体採取日）より2日前以降の感染可能期間に通勤・通学等をしている場合には、別紙を参考に対応を図ってお待ちください。

東京都多摩府中保健所 企画調整課  
小澤・太田・鈴木  
電話 042-362-2334

以下の濃厚接触者の範囲（国立感染症研究所「積極的疫学調査実施要領」）に該当する可能性の高い方がいる場合には、その方について濃厚接触者に準じる対応を図ってお待ちください。

未就学児に関しては、マスクをしていても、だっこなどの広範囲の身体的接触が多くある場合には濃厚接触者に該当することがあるのでご注意ください。

なお、濃厚接触者の範囲に該当する方がいない場合でも、消毒等の感染防止策の状況によっては、新型コロナ陽性者が継続的に確認されることもあります。周囲の方には、健康観察と有症状時の速やかな受診を推奨してください。

#### <濃厚接触者の範囲>

- 1 患者と同居、あるいは長時間の接触（車内・航空機など）があった人
- 2 適切な感染防護なしに患者を診療、看護もしくは介護した人
- 3 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い人
- 4 その他、手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策（マスクなど）なしで15分以上接触があった人（周辺や環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）



小金井市長  
西岡 真一郎様

オミクロン株の感染急拡大から命を守る緊急対策について

収受	係	主任	係長	補佐	課長

2022年1月11日  
日本共産党小金井市議員 日本共産党  
森戸 よう子  
たゆ 久貴  
水上 ひろし  
寺内 だい作

新型コロナウイルスのオミクロン株が世界各国で急速な感染拡大を引き起こしています。日本でも感染が急拡大する状況で、7日には沖縄県・山口県広島県への「まん延防止等重点措置」の適用が決定されました。日本医師会会長は「すでに第6波に突入した」との認識を示しており、小金井市においても感染急拡大防止への備えを急いで行う必要があります。

そこで、新型コロナから市民の命を守るために以下の点を申し入れます。実現に向けて努力いただくよう求めるものです。

記

- ワクチン接種の3回目接種を重症化リスクの高い高齢者などを中心に、最大限迅速に行うことなど
  - ① 現在小金井市でも高齢者への3回目のワクチン接種を「更に早めます」としている。今後の見通しを市民に早急に示せるように、ワクチンの確保など国や都に働きかけを行うこと。
  - ② ワクチン接種に関して、交差接種や子どもたちへの接種など正確な情報を伝える努力を行うこと。  
また、未接種者への偏見・差別がおこらないよう周知・徹底すること。
- 高齢者・障害者施設などでの定期的なPCR検査等の積極的な促進について
  - ① 高齢者・障害者施設でのPCR検査への補助制度が実施されている。定期的な検査など積極的に活用するよう周知と勧奨を強めること。
  - ② 学校、保育園での検査について、検査キット数を増やすよう東京都に要請すること。
  - ③ 学校、保育所、学童保育所、児童館などでの定期的な検査の実施を行うこと。

3. 東京都が開始した無症状者への無料のPCR検査の拡充について
  - ① 東京都が実施している無症状者への無料のPCR検査について、事業所や医療機関、薬局に拡充すること。
  - ② 実施している場所を市ホームページでも示し、市民に知らせること。
  - ③ 東京都に対し、1月末となっている無症状者の無料の検査期間を延長することを要望すること。
  
4. 在宅療養者への医療的な支援の強化について
  - ① 感染者は入院か宿泊療養を原則とするよう、東京都に要請すること。
  - ② 在宅療養者への健康観察について、医療機関と訪問看護ステーションなどでの対応を早急に具体化すること。
  - ③ ファストドクターの設置など、24時間の医療的な相談と支援の体制を確立強化すること。
  
5. 市内の発熱外来の体制を強化すること。
  
6. 東京都に対し、横田をはじめとした米軍基地について、感染拡大が収束するまで、外出を禁止すること、米本国からの入国禁止、ワクチン接種、PCR検査、マスク着用など敏速・厳格な実施、状況を随意報告するなど対応を要望すること。
  
7. 減収が見込まれる飲食店や関連事業者への補償や支援を早急に具体化すること。また東京都に要請すること。
  
8. イベントの開催制限により、影響の出る事業者や芸術・文化関係者などに対し、補償や支援を早急に具体化すること。また東京都に要請すること。

以上